

# 後期高齢者医療制度のお知らせ—制度の見直しについて—

## ■ 保険料率が見直しされました

被保険者のみなさまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	平成28・29年度	→	平成30・31年度
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 49,809円	→	(年間) <b>50,205円</b> (396円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	(年間) 10.51%	→	(年間) <b>10.59%</b> (0.08増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限度額)	(年間) 57万円	→	(年間) <b>62万円</b> (5万円増)

## ■ 保険料の計算方法(平成30年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人あたりの額】 <b>50,205円</b>	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中所得-33万円) ×10.59%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額62万円】 ※100円未満切捨
---	---	--	---	--

- ※ 年度の途中で加入した時は、加入した月から月割で計算します。
- ※ 平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

## ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

	平成29年度	→	平成30年度
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯		所得が次の金額以下の世帯
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	→	33万円+( <b>50万円</b> ×世帯の被保険者数)
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	→	33万円+( <b>27万5千円</b> ×世帯の被保険者数)

## ■ 所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

	平成29年度	→	平成30年度
所得が次の金額以下の方	軽減割合		軽減割合
所得から33万円引いた額が58万円以下の方	<u>2割軽減</u>	→	<u>軽減なし</u>

## ■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

	平成29年度		→	平成30年度	
区分	所得割	均等割		所得割	均等割
被用保険の被保険者だった方	かかりません	<u>7割軽減</u>	→	かかりません	<u>5割軽減</u>

※ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

### ⇒ お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 / 福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(課直通)